相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬五八一番地五、最後の住所佐賀県神埼市千代田町迎島一四〇九番地　被相続人　亡　江口　恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十一日

佐賀県神埼市千代田町姉一六一九番地二　事務所佐賀県神埼市神埼町本堀二七二七番地一

相続財産管理人　司法書士　末永　博義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市阿波岐原町乗広二八二九番地イ号、最後の住所神奈川県横浜市磯子区杉田四丁目一二番一三号おおぎ荘一階二号

被相続人　亡　布施　耕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十一日

宮崎市旭一丁目七番一六号岡林ビル二階

相続財産管理人　湯浅　敏幸

無縁墳墓等改葬公告

札幌市都市計画の山本通拡幅事業による立ち退き移転のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十七年十月二十一日

一、墳墓等の名称　直唱寺納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　北海道根室市厚床二丁目五八番地　菅原美代、北海道札幌市白石区厚別四条一丁目一〇　鈴木家水子、本籍不詳　鳶坂政雄、東京都板橋区赤坂七丁目一一〇〇　舘野藤市、北海道札幌市白石区中央二条六丁目九八番地　斉藤三夫、北海道夕張郡由仁町西三川二三五番地　白川しな、北海道札幌市豊平区北野三条二丁目五〇―一〇　死産児、北海道札幌市白石区平和通一〇丁目北一二番　菊地フジエ、北海道札幌市南区定山渓八四九　松本タツエ、沖縄県（後不詳）　安田テツ、井之吉、北海道北広島市共栄町一丁目一四―三　阿部チエ、北海道夕張市日吉四番地　村中石雄、北海道札幌市白石区菊水上町三条三丁目　竹中寿光、北海道古宇郡泊村大字泊村五九番地　竹中キミ、北海道札幌市白石区南郷通一七丁目北一〇〇三番地　柴田敏雄、北海道札幌市豊平区美園四九二番地　武藤直義、北海道小樽市錦町二三番地　鈴木省三、北海道札幌市白石区菊水上町五二番地　佐藤竹次郎、北海道札幌市白石区菊水上町四条二丁目五　佐藤春子、北海道札幌市豊平区美園六〇八番地　古山フサ、新潟県白板市大字八枚二〇六〇　竹石末治、北海道札幌市白石区川北一条一丁目　流産児

一、改葬を行おうとする者　札幌市厚別区厚別中央四条二丁目七番七号　宗教法人直唱寺　住職　杉山　雄伝

無縁墳墓等改葬公告

墓地の適正な管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十七年十月二十一日

一　墳墓等所在地　東京都台東区根岸三丁目一一番三八号

一　墳墓等の名称　西蔵院境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳　矢野家、中島家、小柴家・松本家、勝田家

一　改葬を行おうとする者　東京都台東区根岸三丁目一一番三八号　宗教法人西蔵院　住職　廿樂　義栄

無縁墳墓等改葬公告

土地造成工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十七年十月二十一日

一、墳墓等所在地　沖縄県中頭郡西原町字小波津八六二―二及び八六一―一

一、墳墓等の名称　全て不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県那覇市首里末吉町三―五〇―一　有限会社レキオスハウジング　代表取締役　新城　誠

債権申出の公告（第一回）

当厚生年金基金は、平成二十七年九月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十一日

東京都渋谷区恵比寿三丁目一二番八号東京塗料会館四階　関東塗料厚生年金基金

代表清算人　森　庸男

債権申出の催告（第一回）

当社について、東京地方裁判所より平成二十六年一月十日清算人選任決定がありましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十一日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一七番五号　セントラルフィールド開発株式会社

清算人　弁護士　岡田　壮平

連絡先　大分県大分市中島西三丁目二番二六号大分弁護士ビル三階　弁護士法人平山法律事務所

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年10月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①月山観光サービス　②第2種旅行業　③山形県知事登録旅行業第2－265号　④菅原栄二　山形県鶴岡市羽黒町手向字手向23　⑤本社　山形県鶴岡市羽黒町手向字手向23　⑥平成22年5月10日　⑨平成27年6月12日　⑩1100万円　⑪山形県知事　⑫山形県鶴岡市羽黒町手向字手向23　菅原栄二